

ひとり親養育費相談支援給付金



に係る相談等を弁護士へ行った
場合の費用を補助します



対象 次のすべてを満たす方

- ・一関市に住所がある方
- ・ひとり親家庭の方又は離婚を検討している方

助成額 養育費に係る相談を弁護士にした場合の相談料

上限 1万円 3回まで

養育費に係る案件を弁護士に依頼した場合の着手金

上限 15万円 1回のみ

※養育費に係る相談以外は、補助対象外です。

※弁護士への支払が困難な場合は、ご相談下さい。



①依頼・支払



②申請・請求



③支給



【手続き・お問い合わせ】

一関市役所 児童保育課 手当係（一関保健センター内）21-2172（直通）
または 支所市民福祉課 こども・福祉係